

平成 2 9 年洞爺湖町教育委員会第 2 回臨時会会議録

日 時	平成 2 9 年 5 月 1 8 日（木） 1 3 : 3 0 より
場 所	役場第 1 委員会室
出 席 委 員	教 育 長 遠 藤 秀 男 委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 来 栖 由 喜 委 員 岡 本 里 佳
欠 席 委 員	
説 明 員	教 育 次 長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志
会 議 録 調 整 者	管理課主幹 佐 藤 融
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【 開 会 宣 言 】	遠藤教育長 開会を宣言する。（ 1 3 : 3 0 ）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 3 / 2 9 町総合教育会議（役場会議室） 3 / 3 1 退職職員辞令交付式（教委事務所） 4 / 1 月浦運動公園「ポロモイスタジアム」竣工式典（同公園） 4 / 3 教委職員辞令交付式（教委事務所） 教職員辞令交付式（役場会議室） 4 / 6 洞爺中学校入学式（同校、来栖委員出席） 4 / 7 虻田小学校入学式（同校） 洞爺湖温泉小学校入学式（同校、岩原委員出席） とうや小学校入学式（同校、吉田委員出席） 虻田中学校入学式（同校、岩原委員出席） 胆振管内教育長会議（むろらん広域センター）

	4／10 虻田高等学校入学式（同校） 4／13 定例校長会（役場会議室） 4／17 定例教頭会（役場会議室） 4／26 町教育研究会総会（洞爺湖温泉小学校、天野次長代理） 北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進総決起大会 （東京都） 4／28 洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会総会（役場会議室） 5／ 1 社会教育委員会議（役場会議室） 5／ 8 公立高校配置改革地域別検討協議会（むろらん広域センター） とうや文化協会総会（洞爺ふれ愛センター） 5／10 教科用図書第10採択地区教育委員会協議会 （むろらん広域センター） 5／11 町議会5月会議（議場） 定例校長会（役場会議室） 5／12 育英資金運営委員会（役場会議室） 5／15 定例教頭会（役場会議室） 町PTA連合会総会（洞爺観光ホテル）
日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第9号	遠藤教育長 続きまして、日程第4、報告事項でございます。 報告第9号、専決処分の報告について、事務局説明お願いいたします。 天野教育次長 2ページでございます。専決処分の報告について、平成28年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第11号）について専決処分をした旨、洞爺湖町長から通知があったのでこれを報告するものでございます。3ページが町長から教育長あての専決処分の通知の文書。それから、4ページは専決処分書。5ページは補正予算の内容。6ページが具体的内容になります。教育関係の部分だけを資料として載せさせていただきました。6ページの専決処分内容です。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費で3百6万5千円の減額、積立金で減額してございます。これにつきましては、育英資金の基金積立金ということで減額なのですが、実際にいただいたお金から寄附の返礼品分を除いたものでございます。ふるさと納税でいただいた分については、返礼品を選んでもらい、返礼品をお返ししているということで、その分を差し引いた実積立分にするという方式にするということで、町で決定し、ふるさと納税で育英資金に積んでくださいという指定のあったものからその返礼品にかかった分を控除したというような内容になっているものでございます。以上でございます。 遠藤教育長 今、事務局から説明がございました。皆様から質疑等をお受けしたいと思いますが、ございますでしょうか。

・報告第10号

《「ありません」という人あり》

それでは、報告第9号、につきましては、承認いただくということでしょうか。

《「はい」という人あり》

報告第9号、専決処分の報告については承認いたします。

続きまして、報告第10号でございます。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、説明をお願いいたします。

天野教育次長

7ページでございます。報告第10号です。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告をするものでございます。1つ目でございます。平成29年度全国学力・学習状況調査の中止についてでございます。去る4月18日、急速に発達した低気圧が道内を通過し、当町も激しい暴風雨に見舞われ、児童生徒の通学も危険な状況であることから、町内小中学校全5校を臨時休校としたところでございます。また、虻田高校も臨時休校となったところでございます。当日、小中学校において、平成29年度全国学力・学習状況調査の実施日となつてございましたが、臨時休校に伴い中止となったところでございます。なお、後日、改めて調査を実施しましたが、その結果の取扱いが全国・北海道の平均正答率に含まれず、参考記録となる見込みということでございます。実際に実施したのがこの暴風雨の翌日。それから、1校だけ修学旅行等がございましたので、25日ということでしたのですが、テストの実施日の翌日、新聞等ご覧になられたかと思いますが、既に問題と答えが全て出てございますので、参考記録となるということでございます。ちなみに、胆振管内の豊浦町の一部の学校。その他3校くらいしか実際に学テを受けることができなかったと。あとは、全て臨時休校と。胆振が特にひどい暴風に見舞われたということで、局から今、連絡いただいているのが、参考記録にはなるのですが、その回答は今、電子データでやりとり、中央とするものですから、町に届いた段階でそのデータを提供してくれれば集計を何らかの形でしたいということで今、話がきてございますので、どのような集計結果になるかわからなく、また、参考記録ですが、ある程度の集計されたものが、局で整理して戻ってくるのかなというようなことで、今、そのような状況になっているところでございます。

それから、2つ目、保育所入所状況でございます。平成29年4月末日現在の保育所入所児童数は次のとおりでございます。見てのとおりということで、広域入者は含まない。それから、へき地保育所については、3月に議決いただきましたが、29年度は休止ということになってございます。表は常設保育所4ヶ所の入所状況でございます。以上でございます。

遠藤教育長

今、説明がございました。皆様から確認等の質疑をお受けしたいと思いますが、でございますでしょうか。

吉田委員

・ 報告第 1 1 号	保育所、どこも定員には達していないのですか。 遠藤教育長 この定員自体がだいぶ前に定めたものなので、一番左側に定員が書いているのですが、見ていただいたらわかると思うのですが、入江保育所は数年前まで 70 人くらいいた時期もあったのですが、この 4、5 年で一挙に減ってきている。本町保育所も同じような状況できている。ただ、桜ヶ丘保育所は何年か 30 人前後できているのですが、ただ、見ていただいたらわかるのですが、0、1、2 歳児が多いのです。特に 0 歳児。今、桜ヶ丘保育所でしか実施していないものですから、虻田本町地区からも行っているというような状況で、桜ヶ丘保育所は数字的には大きく変動しないというような状況です。洞爺保育所もずっと 20 人を超えていたような状況だったのですが、今回は 20 人を切るというような状況になって、この傾向はまだ続くかなというふうに捉えているところでございます。 それから、全国学力・学習状況調査ですが、今回は参考となりますが、それぞれの結果は個人ごとに全部出ますので、それは各学校でしっかりと授業改善等に役立ててもらおうということにしておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。 よろしいでしょうか。 « 「はい」という人あり » それでは、報告第 10 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、承認いたします。 続きまして、報告第 11 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、説明をお願いいたします。 永井課長 8 ページでございます。報告第 11 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものでございます。まず、1 点目ですが、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を目指す総決起大会への参加についてでございます。4 月 26 日、衆議院第一議員会館で北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録推進総決起大会が開催されまして、洞爺湖町から遠藤教育長、角田主幹が参加しております。大会におきましては、衆議院議員、参議院議員 35 名で構成されます縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟。それと、北海道・青森県・岩手県・秋田県の 4 道県並びに関係市町で構成します縄文遺跡群世界遺産登録推進本部及び縄文関係団体などから、総勢 250 名が出席をされまして、世界遺産登録の前提となります国内推薦の平成 29 年度の決定獲得に向けまして、気運を大いに高める大会となりました。国内推薦の会議については、7 月に審議が行われるということで、7 月の朗報を待っているというところでございます。 2 点目につきましては、放課後児童クラブの平成 29 年度の入会状況でございます。児童数については、4 月末現在でそれぞれ、クラブの名称を書いておりますが、「風っ子」については、虻田本町地区。「洞爺湖クラブ」
--------------------	--

日 程 第 5
【 指 名 】

については、月浦、洞爺湖温泉地区。「とうや児童クラブ」については、洞爺地区となっております。数字については、ご覧のとおりとなっております。以上でございます。

遠藤教育長

今、説明ございました。皆様から質疑等お受けしたいと思います。
角田主幹。何か補足ありますか。

角田主幹

今年の推薦に向けてなのですが、今のところ推薦に向けて取り組んでいるところが縄文遺跡群の他に2件ございます。佐渡の金山と百舌鳥・古市古墳群がありますが、縄文遺跡群につきましては、結構いいところまでいっているというような話もいただいていますので、今年は何とか推薦決定にこぎつけられるのではないかというふうに期待をしております。

遠藤教育長

世界ジオパークの認定が4年ごとにありまして、その認定が今年なのです。それがちょうど7月24日から審査員がこちらに入ってくるということで、もしかするとそれに合わせたくらいで、国内推薦の決定が出るかなと思っております。大坂と佐渡と私どもという形ですが、本当にこの総決起大会は盛り上がった大会で、たまたま、憲法70周年記念式典と重なり、衆議院、参議院の先生たち全員が参加はできなかったのですが、結構、盛り上がり、今年はいけるのかなというようなイメージも持って、期待していきたいなと思っていますとでございます。

なければ、このままご承認ということでよろしいでしょうか。

≪「はい」という人あり≫

それでは、報告第11号、社会教育課の所管の各種事務事業の取組状況について、承認いたします。

遠藤教育長

続きまして、日程第5、指名でございます。指名第1号、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者の指名について、事務局説明をお願いいたします。

天野教育次長

9ページでございます。指名第1号。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項及び洞爺湖町教育委員会会議規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則会議規則第2号）第3条の規定に基づき、洞爺湖町教育委員会教育長職務代理者を次のとおり指名すること、地行法の法律の第13条第2項は、次のようになってございます。教育長に事故があるとき、又は、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと。それから、当町の会議規則第3条でございますが、教育長に事故あるとき、又は、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うということになってございまして、この規定に基づいて教育長が職務代理者を指名するというものでござい

日 程 第 6
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 2 6 号

ます。なお、職務代理者の任期につきましては、法律等に明確な規定はございませんが、従前の慣例から1年ということをお願いをしているものでございますので、指名された後、1年間ということになりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

遠藤教育長

この件につきましては、教育長が指名するということになってございますので、私から指名させていただきます。教育長職務代理者には岩原委員さんをお願いしたいということで皆様のご了解をいただきたいと思います。

遠藤教育長

続きまして、日程第6、議決事項でございます。議案第26号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正について、議題といたします。説明をお願いいたします。

天野教育次長

10ページでございます。議案第26号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定めるものでございます。この一部改正の改正理由でございます。義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律ということで8本の法律が改正されました。これが3月27日で国会をとおりまして、3月30日公布。4月1日施行というような年度末のぎりぎりということで、法律が改正されまして、この8本の法律の中に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定められています、この学校運営協議会の部分がございまして、この法律に基づいて所要の改正を行うというものでございます。なお、当町の学校運営協議会規則につきましては、3月の委員会で新しく制定したばかりだったのですが、内容が改正しないとすぐ運用できないということでございましたので、実際の法律の改正の中身の細かい考え方、改正等の通知が4月20日頃にきたものですから、その内容を踏まえて、今回の改正となったというものでございます。それでは、新旧でご説明を申し上げます。新旧対照表の13ページをお開きください。右側が現行。左側が改正案でございます。まず、第1条、（目的）の中で、法律の引用条項「第47条の5」が「第47条の6」に改正。それから、第2条の（趣旨）につきましては、細かい書き込みということで改正案が示されましたので、同様の改正をしてございます。それから、第3条で（指定）でございますが、新しい改正は（設置）ということで、従前は教育委員会がこのCSを指定することができるという任意だったのですが、改正では設置ということで市町村に設置をする努力義務規定ということで変わりましたので、それに合わせた書きぶりにしたということ。それから、併せて、このCSにつきましては、二以上の学校について一の協議会を置くことができるということで新たに追加をされたというものでございます。それから、旧指定の中の3項、4項については削除ということになりました。

続きまして、14ページでございます。第4条（学校運営に関する基本的な方針の承認）ということで、従前は指定でございましたので、（以下、「指定学校」という。）が、指定ではなくなった。対象学校ということになりましたので、この規則の中で、全て指定学校が対象学校ということで言葉の文言の整理ということになっていくものでございます。第2項も同様に指定学校が対象学校というものでございます。それから、第5条第1項の中、同じく指定学校が対象学校ということ。それから、2項の中で「指定学校」が「対象学校」になります。また、「当該指定学校」が「第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の」に、「関する事項」は、「関して学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な事項」ということに改めるということ。第3項でございます。第3項については、従前は校長の意見を聴取するというものでございますが、対象学校の校長の意見をということでこの辺も文言の整理ということで、新たに対象学校を入れたというものでございます。それから、第6条（学校運営等に関する評価）でございますが、目次で（及び情報提供）、これを削除ということ。第2項は削除。旧第2項が削除されるということなどの整理がなされたというものでございます。それから、15ページにまいりまして、第7条でございます。（住民参画の促進等）ということで、「当該指定学校」が「対象学校」。第2項が変わりまして、「協議会は次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。」というようなことで、（1）の「対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該学校に在籍する生徒、児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民の理解を深めること。」。（2）「対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。」というようなことで細かく規定がなされたというものでございます。それから、第8条でございます。（組織及び委員の任命）で委員の中で一つ新たに加わったものがあります。従前ではございませんが、左側、新しい規定では、「（3）で対象学校の運営に資する活動を行う者」ということで、具体にはコーディネーター的な役割を担う者であるとか、それから、学校運営を手伝い等、実際にされている方などを入れてくださいということで、法律が変わったからすぐコーディネーター的な方が地域にいるかということで、そういうことにもなりませんので、実際にお手伝いいただける方などを入れてくださいということで、新たにこの（3）が加わったというものでございます。それから、同条第3項で従前は校長先生から委員の推薦書をいただいて教育委員会がそれを委員として任命することになっていたのですが、新しく改正では、この委員推薦書というものは校長先生からいただかないということで、校長先生から意見を聴取するということが変わったというものでございます。それから、任命書等については、そのままということでございます。続きまして、16ページにまいります。16ページ、（任期）でございますが、第2項で引用条文の一部修正。「第8条第3項」を「第8条第5項」。それから、第3項でござい

ますが、第3項、学校の指定ということで、指定がなくなりましたので、併せて、その任期等の関係でこれは要らないということで、第3項を削除ということで、改正ではなくなるというものでございます。第13条（会議）では、実績報告書等を従前は第4号だったのですが、繰り上げていない様式がございますので、第2号に変わるというものでございます。それから、第16条（指導及び助言）が（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）ということで、ここも細かく書き込むということで、「助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。」ということで細かく規定がなされたということ。第2項「指定学校」が「対象学校」ということに文言の修正。それから、次の17ページにまいりまして、第17条（指定の取消し）ということで、学校の指定がなくなりましたので、置きなさいということでございますので、第17条を削除するということになりまして、第17条を削除したことによって、旧第18条が第17条に繰り上がるというような改正になります。それから、別記様式第1号については、学校の指定書ということで指定がなくなりますのでこれを削除。第2号につきましても、委員の校長先生から推薦ということでこれもなくなりますので、これも削除ということで、第3号が委員の任命の様式でございますが、これを第1号に繰り上げると。中で一部修正ございますが、それで第1号にすると。それから、第4号については、運営協議会の会議の結果報告書でございます。実施報告書ということで、これについては、改正後もいるということで、様式第2号に繰り上げるというような改正をさせていただいたものでございます。それでは、議案の12ページに戻っていただきます。附則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

遠藤教育長

ただ今、説明がございました。これは法律改正に伴って、3月に制定いたしました規則を改めて改正するというものでございます。既にCS等を設置しているところは、そのまま運営した上で、適宜、この規則等を改正すればいいということだったのですが、まだ、設置してないところということで私ども、規則ができたのですが、実際に設置してなかったということで設置してないところは規則改正をまず、してくださいということだったものですから、今回、改正案を載せさせていただきました。この後、学校等と具体的な打ち合わせをして設置に向けて作業を進めるということになります。皆様から質疑等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

大きくはこの法律自体が今まで任意規定であったものを努力義務ということで、設置しなさいという形になったものですから、それに合わせて設置という形に。今までは指定ということだったのですが、指定ではなくて設置という形にさせていただいたのと、今回、大きく変わったのは、委員の中に、対象学校の運営に資する活動を行う者と。これを必ず入れなさいということ

	で、保護者と地域住民とこの運営に資する活動を行う者という３区分が必須という形になったものでございます。運営に資する活動を行う者というのが、具体的に本当に難しいのですが、もう既に設置しているところでも保護者で、学校に色んな協力している方がおられますよね。そういう方をここに当てはめていいという形になっているみたいで、これから設置するところもそういう状況で考えていただければいいのかなと。一つは学校支援ボランティアも当然出てくるのかなというふうには思っております。今回、法律の改正に併せて社会教育課も法律が同じような形で改正されていますので、そこの整合性も今後とっていかなくてはいけないかなというふうに思っております。何かございませんでしょうか。 吉田委員 委員の任命の項目なのですが、対象学校の校長から特別申し出がない場合は、極端にいうと校長の意見を聞かないでも委員会で全体のバランスを考えてお願いするということもあるのですか。 天野教育次長 実際には聞かなくてはいけないと思います。ＣＳそのものの設置が教育委員会と校長の責任の下ということで、これを設置するとなつてございますので、片方の責任者である校長先生の意見を聞かないということは、この規則の設置の性格上、矛盾しますので、できないと思います。 遠藤教育長 推薦書というのとはなくなりますが、基本的には学校の意向というのを最大限尊重して委員の選定をするということになるかと思います。 その他いかがでしょうか。 «「ありません」という人あり» それでは、議決にまいます。お諮りいたします。原案のとおり可決することでご異議ございませんでしょうか。 «「なし」という人あり» 議案第２６号、洞爺湖町立学校運営協議会規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。
日 程 第 ７ 【 そ の 他 】	遠藤教育長 続きまして、日程第７、その他でございます。皆様の方から何かございますでしょうか。 «「ありません」という人あり» なければ事務局の方は。 天野教育次長 ありません。
日 程 第 ８ 【 閉 会 】	遠藤教育長 以上をもちまして、平成２９年第２回臨時会議を終了したいと思います。

	ご苦労さまでした。 1 4 : 0 5 閉会
--	--------------------------------------